

令和4年度 後期選抜募集要項

福島県立川俣高等学校

福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1

〒960-1401 TEL 024-566-2121

<https://kawamata-h.fcs.ed.jp/>

1 募集学科及び定員

前期選抜により定員を充足しない学科においてのみ、以下のように実施する。

課程	大学科	小学科	後期選抜募集定員
全日制	普通科		定員40名から前期選抜の合格者数を除いた数

2 出願資格

後期選抜に出願できる者は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」における通学区域の条件を満たす者で、かつ次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願手続き及び提出書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記書類を本校校長に提出する。

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において、入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。また、前期選抜において定時制の課程に出願した者は、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

- ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）

- ② 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

- (4) 県外等からの出願

- ① 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

- ② 上記①以外の県外からの志願者は、上記(1)又は(2)に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
- ア 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類(所定の様式)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- イ 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- ③ 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記(1)又は(2)に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
- ア 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

4 出願期間及び願書受付

- (1) 令和4年3月15日(火)から3月16日(水)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号)を同封の上、令和4年3月16日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 出願書類受付後に、受験番号を記入した「受験票」及び「入学検定料納付済証明書」を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にものみ交付する。
- (5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、あるいは所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (6) 中学校卒業生及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。また、前記以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。その際、本校校長に受験票を返還すること。
ただし、すでに納付された入学検定料は返還しない。

5 出願先変更

志願者は、令和4年3月17日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
その他、出願先変更の手続きは「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。
提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和4年3月15日(火)から3月18日(金)までとする。郵送の場合には、3月18日(金)必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接については点数化し、130点満点とする。

(3) 小論文

あるテーマについて、600字以内で自分の意見等をまとめる。小論文については点数化し、60点満点とする。

8 面接・小論文の日時及び会場

(1) 日時 令和4年3月22日(火)

(2) 日程 ① 受付 午前8時30分～8時40分(受付場所は生徒昇降口)

② 点呼・諸注意 午前8時40分～8時50分

③ 小論文 午前9時00分～9時50分

④ 面接 午前10時10分～(個人面接)

(3) 会場 福島県立川俣高等学校

(4) 持参物 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

(5) 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

9 合格者発表

(1) 令和4年3月23日(水)午後3時以降に、本校において発表する。

(2) 合格者に対して、「受験票」と引き換えに「合格通知書」を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

10 その他

(1) 後期選抜を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、「令和4年度福島県高等学校入学者選抜実施要綱」に示す新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程に出願することができる。

(2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

(3) その他、本要項に記載されていない事項については、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。